

## 産地水産業強化支援事業実施要綱

22水港第2422号

平成23年3月30日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成28年3月29日 27水港第3178号

### 第1 趣旨

漁村の6次産業化を通じて資源管理・漁業経営安定対策の効果発現を支援し、水産業や漁村に対する国民ニーズを踏まえた産地における所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等の取組を推進することで水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、漁村において、漁業者団体、市町村、関係者からなる産地協議会が作成する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、6次産業化又は漁村の魅力向上に資する取組を支援するものである。

### 第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、実施主体、交付要件、交付率等の事業に係る要件は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

#### 1 産地水産業強化支援事業（別表1）

「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大、6次産業化、漁村の魅力向上に向けた調査活動の実施、新たなマーケットの開発、実践的知識や技術の習得等の産地の水産業の強化に向けた推進活動とする。

#### 2 施設整備支援事業（別表2）

「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる産地の水産業の強化に向けた取組に必要となる共同利用施設等の整備であって、1の事業と一体的に実施されるものとする。

### 第3 事業実施期間

#### 1 産地水産業強化支援事業

本事業の事業実施期間は、新規に産地水産業強化計画の承認を受けた事業の開始年度から翌々年度までの3年間を原則とする。ただし、施設整備支援事業により整備された施設の効果が、積極的な利用を伴わずとも工事完了のみをもって直ちに発現し、かつその効果が継続するものについてはこの限りではない。

#### 2 施設整備支援事業

本事業の事業実施期間は、新規に産地水産業強化計画の承認を受けた事業の開始年度から翌々年度までの3年間のうち、いずれかの年度の1年間を原則とする。

### 第4 産地水産業強化計画の成果目標

1 産地水産業強化支援事業及び施設整備支援事業の実施に当たって、事業の開始前までに産地水産業強化計画の中で成果目標を定めなければならない。

- 2 1の成果目標の目標年度は、承認を受けた年度から起算して5年目の年度とする。
- 3 産地水産業強化支援事業及び施設整備支援事業の成果目標については、産地水産業強化計画の強化方針である所得の向上、地先資源の増大、6次産業化又は漁村の魅力向上ごとの具体的な数値による目標を設定することとし、その他水産庁長官が別に定めるものとする。

## 第5 事業実施手続

### 1 産地協議会の設置

産地水産業強化支援事業を実施しようとする産地においては、水産庁長官が別に定める要件を満たす産地協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

### 2 産地水産業強化計画の策定及び承認等

- (1) 協議会は、水産庁長官が別に定める方法により、産地水産業強化計画を策定するものとする。
- (2) 協議会は、(1)により策定した産地水産業強化計画を水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 産地水産業強化計画の変更は、(2)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (4) 水産庁長官は、提出された産地水産業強化計画について、水産庁長官が別に定めるところにより妥当であると認めるときは、これを承認するものとする。

### 3 事業実施計画の作成等

- (1) 協議会は、2の(1)により策定した産地水産業強化計画の実現を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、産地水産業強化支援事業の事業実施計画（以下「産地水産業強化支援事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- (2) (1)の産地水産業強化支援事業実施計画については、単年度の計画であるものとし、毎年度、その年度の計画について作成するものとする。
- (3) 市町村は、当該市町村の区域に属する協議会の構成員である実施主体が当該協議会の産地水産業強化計画の実現を図るため施設整備支援事業を実施する場合には、水産庁長官が別に定めるところにより、施設整備支援事業の事業実施計画（以下「施設整備支援事業実施計画」という。）を作成するものとする。
- (4) 市町村は、(3)の施設整備支援事業実施計画の作成に当たっては、当該市町村の区域に属する当該協議会の産地水産業強化計画及び産地水産業強化支援事業実施計画と一体的に実施することにより効果的なものとなるよう留意するものとする。
- (5) 産地水産業強化支援事業実施計画及び施設整備支援事業実施計画の水産庁長官が別に定める重要な変更は、(2)から(4)までに準じて行うものとする。
- (6) 既に産地水産業強化計画の承認を受けて、産地水産業強化支援事業に取り組んでいる産地において、産地水産業強化支援事業の2年目又は3年目に、施設整備支援事業又は産地水産業強化支援事業の取組を追加して実施しようとする場合には、協議会は産地水産業強化計画の成果目標を上方修正しなければならない。

## 第6 事業の評価

- 1 協議会は、成果目標の目標年度の翌年度において、産地水産業強化計画に定められた成果目標の達成状況について、水産庁長官が別に定めるところにより、自ら評価を行い、水産庁長官に報告するものとする。
- 2 水産庁長官は、1の事後評価の報告を受けた場合には、その内容について検証を行うものとする。
- 3 水産庁長官は、2の検証の結果、産地水産業強化計画に定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該協議会に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。この場合において、当該協議会は、当該取組の終了後、その評価を1に準じて報告するものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1から3までに準じて行うものとする。
- 5 水産庁長官は、2及び4の評価結果を公表するものとする。
- 6 国は、事業の実施効果その他の本事業の実施に必要な事項に関する調査を必要に応じて行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

## 第7 推進指導等

国は、地域の実態に即し、かつ、漁業者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、都道府県の協力を得つつ、協議会等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第8 都道府県との情報共有

協議会は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり都道府県と情報を共有するものとする。

- 1 協議会は、第5の2の(2)の提出にあわせ、協議会から提出された産地水産業強化計画について、当該協議会が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、産地水産業強化計画について、各都道府県における水産業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、協議会と調整することができる。
- 3 2により調整が必要となった協議会は、水産庁にその旨報告するものとする。
- 4 水産庁は、第6の1に基づき協議会から提出された成果目標の達成状況及び事後評価、第6の2に基づく検証及び第6の3に基づく協議会に対する指導又は第6の6に基づく産地水産業強化支援事業についての調査を行う場合について、関係都道府県に必要に応じ情報提供するものとする。

## 第9 事業費の低減等

### 1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動、機械等の導入及び施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るよう努めるものとする。

### 2 費用対効果分析

施設整備支援事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、強い水産業づくり交付金（経営構造改善目標）費用・便益分析要領について（平成22年3月29日付け水港第2697号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知）等に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

#### 第10 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、産地水産業強化計画の成果目標値等を勘案して産地水産業強化支援事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、協議会に交付するものとする。
- 2 国は、毎年度、予算の範囲内において、産地水産業強化計画の成果目標値等を勘案して施設整備支援事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、市町村に交付するものとする。
- 3 国は、1及び2の助成措置について、管轄都道府県の単独事業により当該事業に対する助成を実施することが確実な場合は、管轄都道府県を經由し、さらに瀬戸内海漁業調整事務所管内、九州漁業調整事務所管内及び内閣府沖縄総合事務局管内の実施主体にあつては、瀬戸内海漁業調整事務所、九州漁業調整事務所及び内閣府沖縄総合事務局を經由して、実施するものとする。

#### 第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによる。

附則（平成28年3月29日付け水港第3178号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに承認された産地水産業強化計画に基づく事業については、この通知による改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 産地水産業強化支援事業 (第2の1の関係)

事業内容	実施主体	交付要件	交付率
<p>産地水産業強化計画において定める以下の取組について支援する。</p> <p>(1) 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を毎年度検討する。</p> <p>(2) 調査・調整活動の実施のための取組 地先資源、共同利用施設等の利活用のための調査等の実施</p> <p>(3) 新たなマーケットの開拓のための取組 地先資源、共同利用施設等を利活用して産地の所得の向上につなげるための活動</p> <p>(4) 実践的知識・技術の取得のための取組 地先資源、共同利用施設等の利活用のための知識・技術の取得</p>	<p>産地協議会 (市町村等の区域において、水産庁長官が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 水産庁長官が別に定める内容を記載した産地水産業強化計画が策定されていること。</p> <p>2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</p> <p>3 原則として、事業が3年間継続して実施されることが見込まれること。</p> <p>4 水産庁長官が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1 / 2 以内</p>

別表2 施設整備支援事業 (第2の2の関係)

事業内容	実施主体	交付要件	交付率
<p>産地水産業強化計画において定める強化方針について、事業の対象施設は以下のとおり。</p> <p>(1) 成果目標のうち所得の向上に係る事業の対象については、別表2-1のとおり。</p> <p>(2) 成果目標のうち地先資源の増大に係る事業の対象については、別表2-2のとおり。</p> <p>(3) 成果目標のうち6次産業化に係る事業の対象については、別表2-3のとおり。</p> <p>(4) 成果目標のうち漁村の魅力向上に係る事業の対象については、別表2-4のとおり。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの強化方針について産地水産業強化計画の目標達成のために必要となる産地固有の課題及び実情を踏まえた施設(産地提案事業という。)</p>	<p>別表2-5のとおり。</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 産地水産業強化支援事業と一体的に実施することとして、市町村を含む産地協議会が策定した産地水産業強化計画の中に、成果目標の達成のために整備する施設等であることが位置付けられていること。</p> <p>2 実施要件、受益対象者、受益戸数の要件、事業費の下限については、別表2-1、2-2、2-3及び2-4のとおり。</p> <p>3 費用対効果分析が適切な値となっていること(B/C<math>\geq</math>1)。</p> <p>4 水産庁長官が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1/3、4/10、1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内。一部の対象施設において離島にあっては、5.5/10以内、生活排水処理施設にあっては、地方公共団体の助成額の1/2又は35万円のいずれか少ない額)とし、事業の対象施設ごとに別表2-1、2-2、2-3及び2-4に定めるとおりとする。なお、産地提案事業については、類似施設の交付率とする。</p> <p>なお、ここでいう離島とは、次のaからcまでのいずれかに該当する地域をいう。</p> <p>a 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>b 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</p> <p>c 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</p>

別表2-1

実施主体欄については、別表2-5の番号を用いて記載。受益対象者欄については、別表2-6の番号を用いて記載。

所得の向上									
番号	対象施設の名称	交付率 (沖縄県は2/3以内) (※:離島は5.5/10以内)	実施主体	実施要件	主な内容	事業費 下限 (万円)	受益 対象 者	受益戸数要件 (離島等は3以上)	B/C 要件
1	漁獲物鮮度保持施設	1/2以内※	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。	製水施設、貯水施設、冷凍施設、冷蔵施設	500	1	5以上	1以上
2	水産鮮度保持施設	1/2以内、1/3以内※	2	・年間水揚量が5,000t以上の地域にあっては交付率1/3以内。 ・年間水揚量が5,000t未満の地域にあっては交付率1/2以内。	水産物の鮮度保持のための製水施設、貯水施設、冷凍施設、冷蔵施設	1000	2	5以上	1以上
3	養殖用種苗生産施設	1/2以内	1	—	養殖用の魚介類等をふ化、育成する施設	500	1	5以上	1以上
4	漁船保全修理施設	4/10以内	1	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設	500	1	5以上	1以上
5	合併施設機能再生整備	1/2以内	1	・漁業協同組合の合併に伴う新たな役割分担に基づき、能力の変更や既存施設の効率的な利用を図るものを対象とするものであること。	合併後の新たな役割分担に基づき、既存施設の有効利用を図るための改築、改修	500	1	5以上	1以上
6	養殖施設	1/2以内	1	—	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設	500	1	5以上	1以上
7	養殖施設再配置	1/2以内	1	・持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材	500	1	5以上	1以上
8	漁獲物運搬施設	4/10以内※	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船(離島等の条件不利地域に限定)	500	1	5以上	1以上
9	漁獲物蓄養施設	4/10以内	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設	500	1	5以上	1以上
10	水産物流通荷さばき施設	1/2以内、1/3以内	2	・産地市場再編整備計画に基づくものに限る。 ・年間水揚量が5,000t以上の地域にあっては交付率1/3以内。 ・年間水揚量が5,000t未満の地域にあっては交付率1/2以内。	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)	1000	2	5以上	1以上
11	水産物蓄養施設	4/10以内、1/3以内	2	・年間水揚量が5,000t以上の地域にあっては交付率1/3以内。 ・年間水揚量が5,000t未満の地域にあっては交付率1/10以内。	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設	1000	2	5以上	1以上
12	水産物運搬施設(船舶に限る)	4/10以内、1/3以内※	2	・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。 ・年間水揚量が5,000t以上の地域にあっては交付率1/3以内。 ・年間水揚量が5,000t未満の地域にあっては交付率4/10以内。	水産物の運搬船(離島等の条件不利地域に限定)	1000	2	5以上	1以上
13	陸電施設	1/2以内※	2	—	陸電施設	300	2	5以上	1以上
14	省エネルギー型施設機能整備	1/2以内※	2	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。	エネルギー消費量を削減するための施設の改築、機器設置	300 機器200	2	5以上	1以上
15	燃油流通効率化施設整備	1/2以内※	2	・都道府県域、ブロック別又は漁協系統全体における「燃油流通効率化計画」を策定し、同計画に基づくこと。 ・同計画に、燃油購入に係る事業コスト(物流費、管理費、人件費、修繕費等)の2割以上削減、燃油販売価格の引き下げ効果の予測が盛り込まれていること。	燃油効率化計画に基づく燃油施設等の建設、増設及び撤去	300	2	5以上	1以上
16	大型ノリ自動乾燥機	1/2以内※	3	・原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	大型ノリ自動乾燥機	500	2	5以上	1以上
17	ノリ高性能刈取船	1/2以内※	3	—	ノリ高性能刈取船	500	2	5以上	1以上
18	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	1/2以内※	3	—	大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	500	2	5以上	1以上
19	上記の附帯施設	本体施設に同じ	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。	—	—	—	—

別表2-2

実施主体欄については、別表2-5の番号を用いて記載。受益対象者欄については、別表2-6の番号を用いて記載。

## 地先資源の増大

番号	対象施設の名称	交付率 沖縄県は2/3以内 ※：離島は5.5/10以内	実施主体	実施要件	主な内容	事業費 下限 (万円)	受益 対象 者	受益戸数要件 離島等は3以上	B/C 要件
1	漁場底質改善	1/2以内	1	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと(耕うん)、底質を整えること(整地)、堆積物や雑海藻等の除去(しゅんせつ及び有害生物等の除去)	500	1	5以上	1以上
2	小規模藻場造成	1/2以内	1	・総事業費は1億円未満であること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。	魚介類の稚・仔魚の隠れ場や育成の場として有効な海藻の繁茂する場の造成	500	1	5以上	1以上
3	つきいそ	1/2以内	1	・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	500	1	5以上	1以上
4	小規模藻場造成事業	1/2以内	1	・漁場環境調査、種苗放流調査、漁獲規制、種苗生産体制の整備等を含む中長期的な藻場造成計画を作成し、当該事業が同計画に基づくこと。	漁獲規制、種苗放流等を組み合わせた効果的な小規模藻場の造成	500	1	5以上	1以上
5	放流用種苗生産施設	1/2以内	1		放流用の魚介類等をふ化、育成する施設	500	1	5以上	1以上
6	捕獲・善養・採卵施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	放卵のための河川に選上してきたサケ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設・採卵するための施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、善養池、採卵室を含む。)	300	2	5以上	1とみなす
7	ふ化施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設(検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。)	300	2	5以上	1とみなす
8	飼育管理施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	さけ・ます稚魚を飼育、管理するための施設(管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。)	300	2	5以上	1とみなす
9	自動給餌・自動池清掃施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設(水流式、プラン式等)	300	2	5以上	1とみなす
10	環境負荷低減施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	稚魚の飼育より生じる糞等を処理するための排水処理施設及び残液処理施設(沈殿池、排水処理施設及び残液処理施設を含む。)	300	2	5以上	1とみなす
11	海中飼育施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設(網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。)	300	2	5以上	1とみなす
12	自然現象によってもたらされた魚道機能障害を回復するための施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設(魚道の延長、導流堤等)	300	2	5以上	1とみなす
13	漁場の耕うん、しゅんせつ、及び障害物等の除去、魚礁	1/2以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	漁場の底質等の改善を目的として堅くなった底質を耕すこと(耕うん)、底質を整えること(整地)、堆積物等の障害物を除去すること、藻場の造成を目的として行われるブロック、自然石等の設置	300	2	5以上	1以上
14	魚道	1/2以内	5	(さけ・ます関係の整備のみ) ・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道	300	2	5以上	1以上 ※：さけ・ます関係については「1とみなす」
15	種苗中間育成施設	1/2以内	6	内水面漁業に係るものに限る。 (さけ・ます関係の整備のみ)	種苗生産施設等で生産された種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	300	2	5以上	1以上
16	給排水施設	1/2以内	5	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。	種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。)	300	2	5以上	1以上 ※：さけ・ます関係については「1とみなす」
17	給排水等処理施設	1/2以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	ろ過槽、沈殿槽等による給排水の処理を目的とする施設	300	2	5以上	1以上
18	漁場機能改善施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の漁港漁場整備事業で整備した漁場施設とし、次に掲げる施設の既存施設について、漁場の増産効果の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。 i 魚礁 主として魚類の増殖、発生、及び生育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物(コンクリートブロック等)の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。 ii 増殖場 海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び育成に適した環境を整備するために行う着定基質の設置(投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟(干潟及び区画施設)の造成、消波施設等(消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤)の設置、海水交流施設(導流堤、水路等)の設置、中間育成施設の設置及び用地(中間育成施設設置用、作業路等)の造成並びにこれらに関連する施設(ポンプ小屋等簡易な附属施設)の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。 iii 養殖場 海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等(消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤)の設置、区画施設の設置、海水交流施設(導流堤、水門、水路、導水トンネル等)の設置、底質改善(作れい、しゅんせつ、密土、耕うん等)及び用地(養殖施設用)の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。	i 魚礁 主として魚類の増殖、発生、及び生育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物(コンクリートブロック等)の設置により整備された既存の漁場施設の小規模な改良 ii 増殖場 海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び育成に適した環境を整備するために行う着定基質の設置及び干潟、消波施設等の設置、海水交流施設の設置、中間育成施設の設置及び用地の造成並びにこれらに関連する施設(ポンプ小屋等簡易な附属施設)の設置により整備された既存の漁場施設の小規模な改良 iii 養殖場 海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等の設置、区画施設の設置、海水交流施設の設置、底質改善及び用地(養殖施設用)の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備された漁場の小規模な改良	500	なし	なし	1以上
19	上記の附帯施設	本体施設に同じ	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。	—	—	—	—

別表2-3

実施主体欄については、別表2-5の番号を用いて記載。受益対象者欄については、別表2-6の番号を用いて記載。

6次産業化

番号	対象施設の名称	交付率 (沖縄県は2/3以内) (※：離島は5.5/10以 内)	実施主体	実施要件	主な内容	事業 費 下 限 (万円)	受益 対 象 者	受益戸数要件 (離島等は3以上)	B/C 要件
1	漁獲物加工処理施設	4/10以内※	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。	漁獲物の簡易な加工処理施設	500	1	5以上	1以上
2	水産物加工処理施設	4/10以内、1/3以内 ※	2	水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域における施設整備、施設整備後3年以内にHACCP認定を取得する場合、施設整備に併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合に限り交付率4/10以内とする。	水産物の加工処理施設	1000	2	5以上	1以上
3	女性等活動拠点施設	1/2以内	1	—	女性や高齢者の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される施設	500	1	5以上	1以上
4	体験学習施設	1/2以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	内水面漁業の漁業体験、学習等を目的とした施設	300	2	5以上	1以上
5	遊漁管理施設	1/3以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	釣り場の管理や遊漁者の利便性のために必要な施設	300	2	5以上	1以上
6	釣場造成	1/3以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	遊漁のための釣り場	300	2	5以上	1以上
7	釣場安全施設	1/3以内	6	内水面漁業に係るものに限る。	釣り場の安全を確保するための施設	300	2	5以上	1以上
8	自然エネルギー利用施設	1/2以内	4	・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の自然エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備	500	2	5以上	1以上
9	海業支援施設	1/2以内	2	・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作业所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作业所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作业所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	500	2	5以上	1以上
10	文化的景観施設	1/2以内	4	・漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村特有の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設、並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、海業支援施設の地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。	漁村特有の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設、並びにこれらに附属する設備	500	2	5以上	1以上
11	上記の附帯施設	本体施設に同じ	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。	—	—	—	—

(注)平成23年度において産地水産業強化計画の承認を受けた地魚直販施設については、なお従前の例による。

別表2-4

実施主体欄については、別表2-5の番号を用いて記載。受益対象者欄については、別表2-6の番号を用いて記載。

漁村の魅力向上				実施要件	主な内容	事業費 下限(万円)	受益 対象者	受益戸数要件 離島等は3以上	B/C 要件
番号	対象施設の名称	交付率 沖縄県は2/3以内 ※離島は5.5/10以内	実施主体						
1	漁業用作業保管施設	1/2以内	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	500	1	5以上	1以上
2	漁獲物荷さばき施設	1/2以内	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。 ・また、市場機能を有する場合は産地市場再編整備計画に基づきものであること。	漁獲物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検査施設等)	500	1	5以上	1以上
3	海水処理施設	1/2以内	1	・年間水揚量が5,000t未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とするものであること。	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設	500	1	5以上	1以上
4	流通作業保管施設	1/2以内、1/3以内	2	・年間水揚量が5,000t以上の地域にあっては交付率1/3以内。 ・年間水揚量が5,000t未満の地域にあっては交付率1/2以内。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	500	2	5以上	1以上
5	水産廃棄物等処理施設	1/2以内	2	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	1000	2	5以上	1とみなす
6	漁業作業軽労化機能整備	1/2以内	1	—	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための施設解消、ユニック整備等のための施設改築、機器整備	500	1	5以上	1以上
7	小型漁船事故通報施設	1/2以内	1	—	漁業者落水時の自動通報等の施設	500	1	5以上	1とみなす
8	漁業研修施設	1/2、1/3以内	1	・実施主体は地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人、漁業協同組合連合会、合併漁協、認定漁協に限る。 ・建設面積が300㎡を超える漁業研修施設の交付率は1/3以内とする。	漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設	500	1	5以上	1とみなす
9	施設等連絡道	1/3以内	6	・内水面漁業に係るものに限る。	漁業施設等を相互に連絡するための道路	300	2	5以上	1以上
10	放置艇収容施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。 i 簡易な係留施設 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる係留施設のうち簡易な浮桟橋、桟橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ii 陸上保管・上下架施設 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。 iii 突堤 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 iv 廃船処理経費 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)を処理するために必要な経費とする。 v 船舶等放置対策設備 漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	i 簡易な係留施設 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、簡易な浮桟橋、桟橋等及びこれらに附属する設備 ii 陸上保管・上下架施設 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備 iii 突堤 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、突堤及びこれらに附属する設備 iv 廃船処理経費 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)の処理経費 v 船舶等放置対策設備 船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上
11	船舶離発着施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上
12	岸壁等の軽労化施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材(船揚場)、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材(船揚場)、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上
13	安全管理施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・防波堤等の安全管理のための施設として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風、防雪設備、階段、はしご、防護柵、排水溝及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風、防雪設備、階段、はしご、防護柵、排水溝及びこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上
14	航路・泊地の安全対策	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂(除砂設備、除砂船、除砂に要する経費)を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、下記の(ア)及び(イ)の要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 (ア)漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 (イ)当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港、又は突発的な要因により埋没が見られる漁港	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂(除砂設備、除砂船、除砂)	500	なし	なし	1以上
15	洗浄施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁具、漁船等を洗浄するために必要なものとする。	漁具、漁船等を洗浄するために必要なもの(鮮度保持容器の洗浄施設等)	500	なし	なし	1以上
16	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2以内	4	・原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を含む)及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を含む)及びこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上

17	漁港機能改善施設	1/2以内	4	<p>原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。</p> <p>・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。</p> <p>i 防波堤、護岸等の外郭施設 漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。</p> <p>ii 岸壁、船揚場等の係留施設 漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場(以上においては、埋立てを伴う場合を除く。)、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 岸壁、物揚場、棧橋、浮桟橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵又は排水溝に付帯する沈砂地、スクリーンを設置することができる。 船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。</p> <p>iii 臨港道路等の輸送施設 漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに付帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。</p> <p>iv 漁港施設用地の舗装等</p>	<p>i 防波堤、護岸等の外郭施設 既存の外郭施設の小規模な改良</p> <p>ii 岸壁、船揚場等の係留施設 既存の岸壁、物揚場、船揚場(以上においては、埋立てを伴う場合を除く。)、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋の小規模な改良</p> <p>iii 臨港道路等の輸送施設 既存の輸送施設のうち、道路、橋の小規模な改良</p> <p>iv 漁港施設用地の舗装等 漁港施設用地の舗装、インターロッキングの設置等</p>	500	なし	なし	1以上
18	漁場・養殖場環境管理施設	1/2以内	1	—	海況観測装置(海上ブイ)、送受信装置等により構成される施設	500	1	5以上	1とみなす
19	高度流通情報総合管理施設	1/2以内、1/3以内	2	<p>・年間水揚量が5000t以上の地域にあつては交付率1/3以内。</p> <p>・年間水揚量が5,000t未満の地域にあつては交付率1/2以内。</p>	地域内の水産情報、水産流通情報の処理・提供のための施設	500	1	5以上	1以上
20	水産物流通用海水処理施設	1/2以内、1/3以内	2	<p>・年間水揚量が5000t以上の地域にあつては交付率1/3以内。</p> <p>・年間水揚量が5,000t未満の地域にあつては交付率1/2以内。</p>	水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	1000	2	5以上	1以上
21	密漁等監視施設	1/2以内	1	<p>・密漁被害があること。</p> <p>・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。</p> <p>・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。</p>	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	500	1	5以上	1とみなす
22	水産情報高度利用施設	1/2以内	1	—	衛星からの海況情報や漁船の安全航行のための無線情報等の送受信施設	500	1	5以上	1とみなす
23	燃油補給施設	1/2以内※	2	—	燃油補給施設、燃油運搬船、タンクローリー	300	2	5以上	1以上
24	深層水等利活用施設	1/2以内	4	<p>原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。</p> <p>・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。</p> <p>・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。</p>	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	500	なし	なし	1以上
25	上記の付帯施設	本体施設に同じ	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。	—	—	—	—

別表2-5

番号	実施主体の種類
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②地方公共団体の一部事務組合</li> <li>③漁業協同組合</li> <li>④漁業協同組合連合会</li> <li>⑤漁業生産組合</li> <li>⑥地方公共団体等が出資する法人</li> <li>⑦漁業者が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)</li> <li>⑧定置漁業を営む法人(漁業法第16条第6項に該当するものに限る。)</li> <li>⑨漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合が出資する法人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②地方公共団体の一部事務組合</li> <li>③水産業協同組合</li> <li>④地方公共団体等が出資する法人</li> <li>⑤漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)</li> <li>⑥中小企業等協同組合</li> <li>⑦協業組合</li> <li>⑧定置漁業を営む法人(漁業法第16条第6項に該当するものに限る。)</li> <li>⑨水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合が出資する法人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②地方公共団体の一部事務組合</li> <li>③水産業協同組合</li> <li>④地方公共団体等が構成する法人</li> <li>⑤漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。)</li> <li>⑥中小企業等協同組合</li> <li>⑦協業組合</li> </ul>

番号	実施主体の種類
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②水産業協同組合</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②漁業協同組合</li> <li>③漁業協同組合連合会</li> <li>④漁業生産組合又はさけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体(法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものに限る)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市町村</li> <li>②漁業協同組合</li> <li>③漁業協同組合連合会</li> <li>④漁業生産組合</li> </ul>

別表2-6

番号	受益対象者の種類
1	<p>沿岸漁業に従事する者(原則として会社等の被雇用者を除く。以下「沿岸漁業者」という。)、内水面漁業に従事する者、漁業構造改革総合対策事業(水産業体質強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知)第3の1に規定する事業をいう。以下同じ。)に参加する漁業者を受益対象とする。ただし、複数の都道府県の海域にまたがり広域的に操業する沿岸漁業以外の漁業を対象とした施設の整備については、前述の受益対象以外の排他的経済水域内を主漁場とする漁業に従事する者(会社等の被雇用者を除く。)を受益対象とすることができ、その場合にあつては、沿岸漁業者、漁業構造改革総合対策事業に参加する漁業者、又は両者を併せた数が全体の50%以上を占める場合に限る。また、中核的漁業者協業体(中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について(平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知)の別紙の第1に定義する協業体をいう。以下同じ。)、沿岸漁業者経営改善促進グループ(沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等についての指針(平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知)第1に定義するグループをいう。以下同じ。)については、その協業体又はグループを構成する者を受益対象とすることができる。</p>
2	<p>水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者(内水面漁業に従事する者を含む。)</p>